

別府市立緑丘小学校

「いじめ防止基本方針」

令和 6 年 4 月
平成 30 年 12 月 27 日改定

1. いじめの定義

(「いじめ防止対策推進法」第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

【具体的ないじめの様態】

- ★冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ★仲間はずれ、集団による無視
- ★軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ★ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ★金品をたかられる
- ★金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ★嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ★パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、決して許される行為ではない。したがって、いじめられている子どもがいた場合には、最後まで守りぬき、いじめをしている子どもには、その行為を許さず、毅然として指導する必要がある。

そこで、いじめ防止等にあたっては、まず、教職員も保護者も「いじめは、人権を侵害する行為であり、時には、人の命に関わる問題になることから、決して許されない」という認識をしっかりともち、学校・保護者・地域が一体となって、いじめ防止等に取り組まなければならない。

また、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」を踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめ未然防止の観点が重要であり、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となつた継続的な取組が必要である。

このため、学校では、学校教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点

が必要である。加えて、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取り組みの重要性について認識を広め、地域、家庭と一体となって取り組みを推進するための普及啓発が必要である。

3. 学校の現状と課題

(1) 現状

【いじめの認知件数】 (令和5年度いじめアンケートより)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
件	22	9	4	7	1	1	44
解消	22	9	4	7	1	1	44
取組中	0	0	0	0	0	0	0

【いじめの様態と件数】 複数選択可

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。(26人)
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。(17人)
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。(1人)
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。(11人)
- その他(7人)

(2) 課題

いじめの未然防止とともに、早期発見が非常に重要になると思うが、アンケート調査では、教師の目の届きにくいところで起きていることが多く、学級担任が直接発見したものは14件であり、本人からの訴えは4件、もっとも多かったのがアンケート調査の26件であった。

いじめられた児童の相談状況として、担任が34人、保護者15人、友人11人であったが、相談していない児童が8人いた。

したがって、定期的なアンケートはもちろんのこと、本人及び他の児童が訴えやすい教師と児童の信頼関係づくりと相談体制をつくることが重要になる。また、子ども自身が、その行為を「いじめ」と認識していないこともありますので、「絶対に許されない行為であること」を、継続して繰り返し指導していくことを徹底する必要がある。

4. いじめ防止の具体的な取り組み

(1) 未然防止の取組(いじめを生み出さない手立て→子ども、保護者・地域に対して)

① 授業改善に関する取組

○わかる授業づくり

★すべての児童が参加・活躍できる場の設定

○子どもの学習意欲を喚起する授業づくり

★子どもが、やってみたくなる「学習のめあて」と「学習課題」の位置づけ

○学習規律の徹底

★先生や友達の話の内容を理解しようと聞く指導の徹底

★安心して発言できる聴き方指導の徹底（ひやかし・からかいを絶対に許さない指導）

★チャイムと正しい姿勢を守り、授業に関係のない私語や手遊びを生まない指導

② いじめに関する学習（人権学習、道徳）に関する取組

○人権感覚を高める人権学習の実施

★一人一人のよさや違いを認め合い、人間の尊厳を尊ぶ指導の充実

○「いじめ」の本質や構造の理解をねらいとする人権学習の実施

★人権侵害を許さず、人権侵害を受けようとしている人を守る指導の充実

○「生命尊重」「思いやり・親切」「信頼・友情」「規則・尊重（規範意識）」「公正、公平、正義」等に重点を置いた道徳の時間の実施

★日常的な子どもの言動の実態に即した指導の充実

③ 教師と児童の信頼関係づくりに関する取組

○自己有用感、自尊感情を高める支援の充実

★その子のよさをみつけ、その子の出番を学習及び生活場面の両方に位置づけ、その子に自信と居場所を持たせ、安心して学校生活が送れる支援に徹する。

○相談体制の充実

★普段からのきめ細かな観察と複数の教員による見守りに努める。

★日常的に対話（声かけ）に努め、どんな小さな悩みや困りでも子どもが相談しやすい人間関係をつくる。

★スクールカウンセラー、いきいき支援員等と連携して、目が行き届かない時間帯での見守りと相談体制の充実を図る。

④ 児童相互の信頼関係づくりに関する取組

○自他の大切さが自覚できる学級集団づくり

★互いのよさが見えてくる学級活動（体験活動を含む）の実施

★互いの立場を尊重し、協力して助け合うことの大切さが自覚できる学級活動の実施

○行事を通した人間関係づくり（入学式、卒業式、遠足、運動会、児童集会）

★各行事のねらいに即した人間関係構築のためのきめ細かな事前・事中・事後指導

○係活動、当番活動、委員会活動を通した人間関係づくり

★「みんなのため」「自分たちのくらしやすさのため」を強く意識させた活動の実施

★「現状の改善」を目的とする活動内容の充実と役割分担の明確化

○いじめを許さない集団づくり

★いじめを誘発・助長・黙認するような子どもの言動に対する教師の毅然とした指導

★「いじめ〇」をめざす学級・学年目標の位置づけ

★「傍観者も加害者である」ことの意識づけの強化と、いじめを見かけたら、すぐに「先生に連絡・相談」することの徹底

★日常的な児童相互の「元気が出る励ましの声かけ」の奨励

○児童生徒の規範意識育成

★「緑丘小よい子のきまり」の週1回のふり返り（授業規律及び生活規律の自己評価）

★規則尊重をねらいとする年度当初の道徳の時間及び生徒指導の実施

★子どものがんばりを評価する定期的な児童集会（「みどり集会」）の実施

⑤ いじめの未然防止につながる望ましい人間関係をつくる児童会活動の取組

★なかよし集会（思いやりの心とがまんする力を育てる異学年による交流活動）

★ロング集会（責任と協力の大切さを育てる生産的活動）

★1年生を迎える会（高学年の自覚と学年・学級間の人間関係を深める交流活動）

★6年生を送る会（感謝の心とその表わし方を育てる交流活動）

★平和集会（平和な生活を送る上で、互いに留意すべき人間としての生き方を考える活動）

⑥ 保護者や地域に対する啓発の取組

★PTA総会並びに参観日等における「いじめ防止基本方針」の保護者への周知

★あいさつや地域活動を通して、子どもとのかかわりを大切にする。

（2）早期発見のための取組（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て）

①児童の変化を見過ごさない複数の教員（担任、専科教員、スクールソポーター等）による多面的

できめ細かな観察

- ・健康観察、授業観察、声や表情の観察、友達関係の観察、給食・休み時間の観察、日記による観察など

②定期的ないじめアンケートの実施

- ・6月、11月、2月

③必要に応じた個人面談の実施

- ・気になる言動がみられたら、すぐに個人面談を行う。

④学校生活（思いやりのある言動）振り返りカードによる自己評価の実施

- ・子ども自身による各学期末の振り返り、年度末の振り返り

⑤早期発見に向けた保護者への協力依頼（気になる様子が見れたら、すぐに学校連絡）

(3)発見後の取り組み(いじめを早期解消させるための手立てと手順)

★問題を軽視せず、「いじめ・不登校対策委員会」です。

①迅速かつ組織的に対応（報告・連絡・相談、解消への対応策決定、実行）

- ・特定の教職員で抱え込まず、いじめ・不登校対策委員会を中心として速やかに対応する。
- ・事案発生→認知職員（報告）→学年長（報告）→生活指導主任（報告）→管理職→いじめ・不登校対策委員会の開催（対応方針決定）→全教職員への周知→実行を、基本的な報告・対応の流れとし、迅速かつ組織的に対応する。

②正確な実態把握

- ・複数の教職員による当事者双方や周りの子どもからの聴き取りを行い、いじめの事実確認等の正確な情報収集と記録に努める。
- ・関係教職員と情報を共有し、今後の対策につながる事案の原因となる背景等を正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。

③指導体制、方針決定

- ・いじめ・不登校対策委員会において、指導方針、具体的ないじめ解消策を決定し、全教職員に周知・徹底する。
- ・対応する教職員の役割分担を明確にして、組織で対応する。
- ・重大事案については、いじめを受けた児童やその保護者の意向を配慮した上で、教育委員会、関係機関と相談しながら、早期に警察に相談・通報するなど、連携して対応に当たる。

④子どもへの指導・支援

- ・いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保（保護）に努め、必要に応じてスクールカウンセラーに心のケアを依頼し、心配や不安を取り除く。また、状況に応じて、継続的な見守り・相談体制をとる。
- ・いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いかなる理由があろうと、いじめは決して許される行為ではない」という毅然とした態度で指導にあたる。
- ・全ての発見事案は、どの学年においても起こりうるという認識のもと、再発防止に向け、学年・学級指導を通して、全児童に指導を行う。必要に応じて、全校集会を開催する。

⑤保護者との連携

- ・被害者の安全確保といじめ事案解消のための具体的な対策について、被害者側保護者に丁寧に説明する。
- ・加害者側保護者の協力を求め、学校と家庭が連携して再発防止の指導にあたる。
- ・指導後の経過や学校での子どもの様子については、定期的に保護者に連絡するとともに、家庭での様子についても連絡いただけるよう協力を求める。

5、「いじめ・不登校対策委員会」の組織と年間活動内容

○構成員

- ・校長、教頭、生活指導主任、教育相談コーディネーター、関係学年教諭、養護教諭、S C ・ S S W

○活動内容（★いじめ防止の年間計画）

	対策委員会及び職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4	<ul style="list-style-type: none"> ・対策委員会の設置 ・基本方針の確認（第1回対策委員会） ・いじめ防止基本方針の共通理解 ・気になる児童の情報交換会 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑丘小よい子のきまりの理解 ・学級ルール作り ・行事を通した人間関係づくり (1年生を迎える会、遠足) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市、学校の基本方針説明 (PTA総会、参観日等) ・児童の情報収集（家庭訪問）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・人権研修 ・道徳（思いやり）指導、平和学習（基本的人権） 	・なかよし集会	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果の分析といじめ解消対応（第2回対策委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・なかよし集会 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組み点検・総括（学校評価） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活振り返りカードの実施 ・なかよし集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価のための保護者アンケート ・学校だより
8	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に対する情報交換会（1学期総括） ・人権職員研修、いじめ対応研修、平和学習 	・平和集会（修学旅行で学んだこと）	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期の総括を踏まえた改善策の共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・行事を通した人間関係づくり（運動会） ・なかよし集会 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・人権職員研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・行事を通した人間関係づくり（ロング集会） ・なかよし集会 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果の分析といじめ解消対応（第3回対策委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・行事を通した人間関係づくり（遠足） ・なかよし集会 ・いじめアンケート 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に対する情報交換会（2学期総括） ・人権学習、平和学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活振り返りカードの実施 ・なかよし集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権参観日・保護者アンケート（学校評価） ・学校だより
1	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期の総括を踏まえた改善策の共通理解 		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果の分析といじめ解消対応 ・平和学習（第4回対策委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし集会 ・いじめアンケート 	
3	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する情報交換会（職員会議） （第5回対策委員会）（1年間の総括） 	<ul style="list-style-type: none"> ・行事を通した人間関係づくり（6年生を送る会、遠足、卒業式） ・学校生活振り返りカードの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の公表（学校ホームページ、学校だより）